

令和 8 年度 海洋ドローンの利活用に関する地域モデル創出のための実証事業

Q&A 一覧

1.応募要件・審査基準

Q1-1：海洋ドローンは「ASV、AUV、ROV など」と記載があるが、UAV（空中ドローン）も含まれるか。	A：「推進力を有し、海上又は海中を自律又は遠隔で浮遊し移動することのできるツール」と定義しているため、空中のドローン単体では対象にはなりません（海の次世代モビリティと空中ドローンを連携させることは可能です。）。
Q1-2：公募要領の 2.2.(3)に「日本に登録されている民間企業等」との記載があるが、海外の技術・機器を使用しても問題ないか。	A：レンタル、リース等で外国社製の機器を利用することに関しては問題ありません。また、そのレンタル、リース費用を助成費用として計上することも問題ありません。
Q1-3:1 つの事業者が複数の提案を申請することは可能か。	A：可能です。その際は目的や用途の異なる内容でご提案ください。
Q1-4：2.1 実証実験の要件（5）について、地方自治体にはどこまでのコミットメントが求められるか。	A：「実証実験への協力・助言」については、具体的な要件は課しませんが、実証実験の円滑な実行に協力いただくという趣旨で、会議への参加・調整支援など可能な限りの協力をお願いいたします。 また、「地方自治体として海洋ドローン導入に向けた検討」は地方自治体の正式文書として確定させることまでは必須ではありません。ただし、地方自治体として導入検討を進めていることを報告いただく必要があります。実証実験終了後に提出いただく、最終報告書に海洋ドローンに向けた検討状況を記載してください。 なお、本要件は、審査基準の 5.3 発展性（2）においても評価の対象になっています。
Q1-5：審査基準 5.4 「事業経済性」について、具体的にどのようなことを提案書で記載すればよいか。	A：ビジネス化の観点の記載は、応募される民間事業者様自らが事業化に向けて検討が必要な項目を考えていただくことを前提としております。具体的な検証内容例は応募要項に記載の通りですが、提案書の作成にあたっては、①検討事項②検討が必要な理由③具体的な検証項目・方法の 3 点を記載してください。

2.助成費用関係

Q2-1：時間外手当を支払われる者であっても、人件費の助成対象とならない場合はあるか。	A：本助成は、本事業のために要した給与について補填を行うものです。したがって、実験に従事する者の給与の支払者が国や地方公共団体である場合など、その者の人件費相当分として助成を受けることができない場合は、本事業における助成の対象となりません。また、当該給与の支払者が独立行政法人や国立大学法人であり人件費について別途国から交付金を受けている場合や、計上されている人件費の単価が著しく高額である場合など、助成を受けることが社会通念上適切ではない場合も、本事業における助成の対象とはなりません。
Q2-2：実験経費の精算書類の提出締切が令和9年2月12日となっているが、その時点での支払い証明書類が必要になるか。	A：令和9年2月12日時点で支払い証明書類が入手できない場合は、請求書等の証拠書類を提出してください。後日、支払い証明書類が入手できましたら、提出をお願いいたします。
Q2-3：人件費の計上はどのように計算すればよいか。保険等級から算出すべきか、年収から割合を計算して算出すべきか。	A：明確な算出根拠があれば、人件費の支出は可能です。具体的な算出根拠については、採択後に事務局にご相談ください。
Q2-4：本事業でASV、AUV、ROV等の機体の購入費は補助されるか。	A：本事業は「委託事業」であるため、物品費のうち消耗品費であるもの（耐用年数が1年未満又は取得価格10万円未満の物品）以外への補助は認められません。ただし、機体のリース・レンタル等の経費は補助の対象となります。
Q2-5：公募要領{2.2.応募者の要件}に専門学校や高等学校は該当するか。	A：該当します。「海洋ドローンの製造・運用者」では大学や高等専門学校を、「実証結果を評価するユーザー（地方自治体や海域を利用する事業者等）」では水産高校等からの応募も想定しております。いずれにせよ、実証実験の内容により採択を決定いたします。
Q2-6：実験参加者の間接経費と一般管理費は本実証の経費として計上することができるか。	A：実証参加者の間接経費と一般管理費は本事業の助成の対象外とします。

Q2-7：どのような場合に 800 万円を超える助成が行われるのか。	A:助成希望額は 800 万円以内で申請してください。ただし、審査結果や予算状況に応じて、採択時に 800 万円を超える助成を行う場合があります。
------------------------------------	---

3.提案書等

Q3-1：オンラインストレージによる提案書の提出は可能か。	A:オンラインストレージではファイルをダウンロードできない場合があるため、原則はメールにご提出ください。その際、ファイルサイズは 20MB 以下になるようにしてください。
Q3-2：提案様式は PDF 化するのではなく、元のファイル形式（Word、Excel、PowerPoint）の形式で提出するのか。	A:元のファイル形式でご提出をお願いいたします。